

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」

ワーキンググループ（第8回）

1 日時 令和6年3月18日（月）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、石井構成員、水谷構成員、森構成員、山本（健）構成員

（2）オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフ
ティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人
テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネ
ットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、
日本放送協会、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター

（3）オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

（4）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、
上原情報流通適正化推進室専門職

（5）ヒアリング関係者

株式会社野村総合研究所 齋藤氏 尾張氏

九州大学 法学研究院 基礎法学部門 成原 慧 准教授

4 議事

（1）デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた国内外の検討状況

（2）構成員からのご発表

（3）有識者からのヒアリング

(4) 意見交換

(5) その他

【山本（龍） 主査】 それでは、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」ワーキンググループの第8回会合を開催いたします。

本日も御多忙の中、当会合に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局から連絡事項の御説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点、御了承ください。

次に、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局にて傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として、資料WG 8-1から資料WG 8-3までの3点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございますら事務局までお申しつけください。また、傍聴の方につきましては、本ワーキンググループのホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は、曾我部構成員は御欠席予定、落合構成員は途中からの御出席予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【山本（龍） 主査】 ありがとうございます。本日の議事でございますけれども、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた国内外の検討状況として、株式会社野村総合研究所様からまず御説明をいただき、その後、構成員、山本健人さん、それから有識者として、成原慧さんからプレゼンをいただいて、それぞれの後に質疑の時間を設けるという形で進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まずはEU、豪州、ニュージーランド、英国における行動規範の策定状況について、野村総合研究所の齋藤様、それから尾張様より御発表をお願いいたします。本日も議事が多くございますので、大変恐縮ですが、20分間の時間厳守をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【野村総合研究所（齋藤）】 野村総合研究所の齋藤でございます。資料のほうを投影させていただいて、御説明させていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

では、弊社のほうから今、御紹介いただきましたけども、EU、オーストラリア、ニュージーランド、英国における行動規範の策定状況という形で御説明させていただければと思います。資料のほう、少し多岐にわたりますので、抜粋しながら御説明させていただければと思いますけども、大きくEU、オーストラリア、ニュージーランドについては、偽情報に関する行動規範の概要比較という形、英国については、偽情報というくりではないですけども、オンライン安全法における行動規範がパブリックコンサルテーションに出ておりますので、その概要を簡単に御説明させていただければと思っております。

では、まず、EU、オーストラリア、ニュージーランドについて、それぞれの行動規範の概要と、それを比較したものを簡単に御紹介させていただければと思います。

まず、EUとなりますけども、こちらの構成で御説明をさせていただければと思います。まず、DSA等を含めた全体の関係のところを御説明した上で、偽情報に関する行動規範のところを御紹介させていただければと思います。

まず、こちらのページが、EUの偽情報に関する政策の全体像という形になっております。一番左上が偽情報に関する行動規範というのが2018年版で出ていたというところですけども、こちらはプラットフォーム事業者、テック企業ですとか、広告業界が参加する業界横断の自主規制として策定されたといったところが一つ、大きなところでございます。これに対する評価というものが2020年に出まして、それを反映する形で、欧州民主主義行動計画というものが出てきたというところでございます。こちらは大きな3つで構成されていたというところですけども、その一つが偽情報への対抗という形で出ていたといったところになります。それを踏まえて、2021年に偽情報に関する行動規範の強化に係るガイダンスというものが公表されて、欧州委員会のガイダンスを反映する形で、2022年に偽情報に関する行動規範というのが、欧州委員会との共同規制という形で公表されたというのが現在に至るまでといったところでございます。

さらには、以前、ワーキングでも御紹介させていただきましたDSAについて、VLOP、VLOSEの義務に関するところですか、行動規範に関するところといったところでDSAの規定上の法的義務と関連があるといったところでございます。

それぞれ、DSAの中で関連する前文ですとか条文のところを抜粋させていただいておりますので、そちらについては、御確認いただければというところですけども、大きくは欧州委員会、行動規範の策定と参加を奨励しているというところございまして、行動規範の遵守というものはVLOP、VLOSEのリスク軽減義務の一環に位置づけられていると。

傘下の場合には、DSAの義務違反の考慮要素となり得ると読み取れるというところがございます。

参考になりますけれども、欧州委員会のDSAのQ&Aの中で偽情報についてですとか、DSAの行動規範の関係性のところにも言及があるというところで、そこを一部抜粋しているというところでもあります。具体的には、Q&Aの中で違法ではないが有害なコンテンツへの対処に関するQAがあるといったところがございます。こちら、アンサーのほうを抜粋しておりますけれども、違法ではない範囲で有害なコンテンツを違法なコンテンツと同様に扱うべきではない、新しい規則では、表現の自由を完全に尊重した上で違法なコンテンツを削除したり、削除を促したり、措置のみを課しているというのが前提というところですが、同時に、DSAは偽情報でパンデミック時の操作、社会的弱者への危害、その他の新たな社会的危害といった体系的な問題に関しては、非常に大規模なVLOP、VLOSEの責任を規制しているといった形がQAの中でも書かれているといったところと、4点目になりますけれども、DSAは偽情報に関する行動規範の改定や危機管理プロトコルなど、オンライン上の危害に関する共同規制の枠組みを促進しているといったような関係性を示すものが出ているといったところがございます。以降、行動規範の概要について御説明できればといったところでもあります。

まず、規範設計の概要というところが14ページになりますけれども、特徴としては、欧州委員会が、取りまとめや執行について中心的な役割を担っているというのが特徴的なところ、署名事業者、団体等、欧州委員会との共同規制として、履行をそれぞれ行った上で、欧州委員会に対して報告を行うことになっているといったところと、ユーザーの苦情処理等も署名事業者、団体が自ら行うとなっております。

VLOP、VLOSEについては、DSAの第37条及び行動規範のコミットメント44により、行動規範の遵守状況について、独立機関から監査を受ける必要があるというところになっているといったところと、継続的なルールや運用の改善に向けて、こちらの右側の上に書いておりますけれども、常設のタスクフォースというのを設置するとなっております。構成としては、署名事業者、団体の代表といったところと、欧州委員会や欧州の対外報道庁等から構成をされるといったところになっておりまして、議長については、欧州委員会が務めることになっているといったところがございます。

策定経緯のところは、先ほど全体像のところでも示したものと重複しておりますので、割愛させていただければと思います。

署名団体、事業者については、1月現在ですと43団体が署名をしているといったところになっております。その具体の事業者、団体を並べているものが次のページになっておりまして、大きく分けると、オンラインプラットフォーム関連事業者といったところと、広告関連の事業者、団体といったところ、さらにはファクトチェック団体ですとか、関連サービスを提供している事業者、さらに、そのほかのNGOを含めた市民評価団体、関連事業者といった形で、現状43団体が参加をしているといったところになっております。

2018年の行動規範が最初に出て、それに対する評価があったといったところですが、その評価について、欧州委員会からの評価を簡単にまとめているのがこのページになっておりますけども、それぞれ成果と課題というのを示していたといったところですが、公に精査が行われる、公表されるようになったことを広く評価すると。一方で、報告の質については、プラットフォーム関連の異なりがあるといったところと、分野ごとに、やや一貫していないということが、全体としては指摘をされたといったことになっておりまして、それを踏まえて、2022年の行動規範につながっているといったところになります。

こちらが2020年の行動規範の構成と項目一覧といった形で、2018年の大まかな構成を引継ぎつつも、赤字の項目になりますけども、ガイダンスを踏まえて追加がされたといったものが、現状までの行動規範になっているといったところでございます。

偽情報と誤情報の定義については、先ほどの行動計画の定義に依拠しているといったところでありまして、こちらはオーストラリア、ニュージーランドと比較をしているものが後段にも載っておりますので、こちらは割愛をさせていただければと思います。ガバナンスの枠組みについては、先ほど大きくは関係性を説明した資料がありましたけども、DSAの第何条と関連しているかといったところで言いますと、こちらのページに簡単にまとめているといったところございまして、署名事業者、団体のうち、VLOP、VLOSEに指定されている事業者というのは、行動規範の遵守状況について、独立機関から監査を受ける必要があるといったところが、左側の34条、35条と37条に関するといったところ、さらには、先ほど申し上げたとおり、右側の監査の実施といったところは、DSAの37条と行動規範のコミットメント44に根拠するものということになっております。

こちら、細かいですが、コミットメント状況といったところで、主要なプラットフォーム事業者という形で、Google、Microsoft、Meta、TikTok、Xを抜粋しておりまして、それぞれ一部はサービス単位になっておりますけども、コミットメントそれぞれのものを記載しているものになっております。Xについては、今年の5月

頃に脱退しておりますので、2023年1月時点で、どのコミットメントにしていたかというものを参考として載せております。

以降、詳細になっておりますけれども、31ページが、このコミットメント内容という形で、半年ごとに各団体から透明性レポートというのが公表されているといったところでありまして、最新のものとしては、2023年7月の透明性レポートが公表されておりました、24年1月までのものも、恐らくはもう提出されているかというところですが、現状、公表されておりましたので、最新のものとして23年7月のものを抜粋しているといったところがございます。

各事業者について、それぞれのレポートの粒度がやや異なるといったところでありまして、こちらはサマリーの部分から記載されている内容をそれぞれ抜粋しているといったところでありまして、それぞれの事業者が各項目に対してどういった取組をしたのかといったところを抜粋しているものになっております。それぞれ詳細については、御確認いただければというところがございます。

参考として、各コミットメントの内容についても記しておりますので、こちらも御参照いただければというようになっております。

また、参考として、行動計画のところと、それを踏まえたガイダンスについても簡単に御説明をした資料をつけておりますので、御参照いただければということになります。

ここらが次、オーストラリアの行動規範になっております。構成としては、今ここに記しているとおりでございますけれども、大きく概要のところと構成、さらには機関設計のところを中心に御説明できればと思います。

策定経緯と署名事業者、団体というところですが、まず、最初2019年に政府が公表した行政文書といったところに基づいて、その中で、行動規範の開発が要請されていたといったところになります。これに対して、DIGI、オーストラリアのデジタル産業の業界団体が草案を作成することに手を挙げたといった形になります。2021年の2月にDIGIが最初の行動規範を公表したといったところになります。

こちらについては、5月には署名企業8社が参加したといったところになりますけれども、行動規範は、策定時に1年後に行動規範の見直しを行うというような義務を含んでいたといったところですので、行動規範に対するパブリックコメントを踏まえて、2022年の12月22日に、現在の更新版の行動規範というのが公表されているといったところになります。

右側、署名事業者になりますけども、さらに、ここに書いている事業者に加えて、直近の24年2月には、T w i t c hも新たに署名したとなっております。

先ほど申し上げた行政文書のところが2019年に出たものというのがこちらになっておりまして、こちらは詳細は御参照いただければといったところになりますけども、この中で、偽情報とニュースの質に関する自主的な行動規範を策定するように要請するというのがあったというところでした、これを踏まえる形で、行動規範が作成されるといったような流れになっているといったところ。さらには、ACMA、政府機関が規範を監督し、プラットフォームの対策の妥当性と偽情報の広範な影響について政府に報告することといった形で、執行の枠組みについても規定されているというのが特徴的なところでございます。

行動規範の構成はこちらになっておりまして、記載する原則を定めた上で、偽情報や誤情報の定義といった話と、具体的な目標と達成すべき結果、具体的な措置というのを定めているといったような構成となっております。

用語等については、こちらで御参照いただければといったところでございます。

機関設計のところは85ページというところになりますけども、先ほど産業団体、D I G Iが中心となっているというところを申し上げましたけども、機関設計のところ、右側に簡単に書いておりますけども、履行確保や政府への報告、さらには消費者からの苦情処理等を担っているといったところで、中心的な役割を果たしているといったところになります。先ほどの行政文書にもあったとおりですけども、政府もD I G Iの監督を通じて履行確保を図っているといったところが、オーストラリアの行動規範の特徴的なところとなっております。

昨年、2023年に提案された偽情報、誤情報対策強化に関する改正法案というものが出ておりまして、ACMAの自主規範に対する執行権限の強化ですとか、偽情報、誤情報に関する定義の詳細化というのが法案として提出をされているといったところでございます。詳細は御確認いただければというところになります。

コミットメントの状況についても、先ほどE Uと同様に5つのプラットフォーム事業者について比較をしているといったところですけども、こちらXは、昨年11月に除名となっておりますので、6月現在の時点で、どういったものをコミットしていたかというものを参考として載せているという形になっております。

続いて、ニュージーランドになりましては、おおまかな構成は、オーストラリアと同様の構成にしておりますので、概要と機関設計のところを中心に御説明できればというところ

になります。こちらについては、ネット政府というNGOというところと、ニュージーランドテックといったところの産業団体が協力し、それぞれステークホルダーを巻き込む形で策定したというのが特徴的なところとなっております。

署名事業者については、現在、5社が署名をしているというようになっております。Meta、Google、TikTok、Twitch、Xという形になっております。

大まかな構成については、順番の前後はありますけれども、基本的にはオーストラリアの行動規範とも類似のものになっているかなといったところでございます。

以降、用語の定義ですとかコミットメントのそれぞれについての解約を載せておりますので、こちら、御参照いただければと思います。

機関設計のところですが、先ほど申し上げたとおり、事務局のところを、業界団体のニュージーランドテックが務めているといったところでありまして、履行確保ですとか消費者からの苦情処理等を担っているというのが特徴的なところ、さらに政府機関の関与というところで言いますと、こちらの上のオーバーサイトコミッティーについては、ニュージーランドテックですとか、さらには署名事業者、団体、さらには市民社会ですとかその他、合意された利害関係者の代表を含むといったところ、この委員について、政府機関も派遣するとなっております、政府機関の関与は、委員会への委員派遣にとどまっているといったところでありまして、豪州やEUに比べると、より事業者の自主性に委ねるような設計になっていると見受けられるといったところでございます。

各機関の詳細な構成員等はこちらのページを御参照いただければというところでございます。こちら、Microsoftは署名をしておりませんので、御参考までというところですが、各それぞれ、プラットフォームの署名状況についても、こちらで整理をしております。

EU、オーストラリア、ニュージーランドの行動規範の比較ですが、概要は今、御説明したとおりですので、割愛させていただければというところでございます。大きく内容のところと機関設計のところを比較しております。内容については、一番詳細になっているのがEUというところでございますので、それに対応する形で、オーストラリアとニュージーランドの項目が該当するかどうかという形で整理を進めてきたというところになります。

偽情報と誤情報の定義については、ここに書いておりでございますけれども、オーストラリアとニュージーランドはほぼ同じ定義を採用しているといったところ、EUについては、不正な行為による伝播という要素がないというところと風刺やパロディー等の除外

があるといったところが特徴なところがございます。誤情報については、虚偽、誤解を招く表現、ユーザーによる伝搬、害を引き起こす人がないという点は共通しているといったところでありまして、豪州、ニュージーランドですと、害をもたらす合理的可能性の要素が加わるといったところがやや異なるところがございます。

以降、各項目ごとに対応している項目を並べているといったところでもありますので、EUに対して、それぞれ抜けている項目というのが、EU独自の項目になっていると見受けられるというところがございます。

詳細は、それぞれ対応関係を示しておりますので、御参照いただければというところですが、簡単にどういったところが共通しているかというのをまとめているのがこちらのページになりますので、こちらで御説明させていただければというところでもあります。

共通している点は大きく4つあるかなというところがございます。第1に広告収益の剥奪を狙って、特に偽情報による収益の剥奪に向けた措置や関係者との協力を求めているというのが一つ。2つ目に、誤情報、偽情報の拡散防止に向けて、ポリシーですとか手順等の公表、導入、維持といったもの。これらを導入及び定期的な報告を求めているというところの共通。各関連ステークホルダーのエンパワーメントを求めているというところも共通といったところで、ユーザー、研究者、ファクトチェック機関、それぞれとの連携、ないしはエンパワーメントを求めているというところも共通としていると。さらに、上記のコミットメントに基づく措置ですとか、実際に行う内容について対外的に公表するというのを求めているというのも共通している点になっております。

異なるというところでは、EUが一番、広範、包括的な規定になっているといったところでありまして、項目としては、政治広告ですとかサービスの完全性といったものまで含めているというのが特徴であるところと、研究者のエンパワーメントとファクトチェック機関については、よりさらにデータアクセスですとかを含めたところまで示しているというのが特徴的なところがございます。

期間設計の比較のところは、それぞれのところを再掲しておりますので、ここは参照までといったところでもありますけれども、簡単に比較をしているのがこのページになっております。機関設計と政府の負担、関与の度合いといったところと、参加動機の形成といったところでもありますけれども、EUが、欧州委員会が事務局の中心となっているといったところで、政府が直接行動規範を監督するといったところですので、一番関与が大きいというところでもあります。

オーストラリア、業界団体が事務局を担っているといったところありますけども、この執行を政府が監督するといった形の位置づけに、簡潔になっているといったところです。ニュージーランドについては、業界団体が事務局を担うといったところで、監視委員会の1構成員として、政府がされるといったところですので、政府関与の度合いで見ると一番、小さいように見受けられるというところがございます。

ここまでが、EU、オーストラリア、ニュージーランドの行動規範とその比較といったところになっております。時間も限られておりますので、英国については、簡単に御紹介させていただければというところがございます。

オンライン安全法について、昨年の10月に制定されたといったところで、こちらは違法コンテンツ、さらには子供に有害なコンテンツに関する特定ですとか、軽減、管理する業務を事業所に課すといったものが大きな目的になっているというところがございます。

法律では長期にわたりますので、こちら御参照いただければといったところがございます。記載の内容としては、それぞれ関連するものを抜粋しておりますけども、関連するところとして抜粋をしております。こちらについて、政策自体は制定されたというところですけども、具体の監督、執行については、OFCOMが担うといったところで、これの具体のガイダンスですとか行動規範というものをOFCOMが公表することとなっているというのが大きな特徴といったところございまして、その具体のステップとして、3つのステップに分けて、約、今後3年ぐらいをかけて、執行に進めていくといったところでもあります。

その第1弾として、まず、illegal harmsといったところで、違法な危害に対する、全般に対するコンサルテーションという形が去年の11月、OFCOMのほうから公表されまして、直近の2月23日までパブリックコメントを受け付けていたといったところになっております。コンサルテーション中で、行動規範についてもOFCOM案が提示をされているといったところになっております。こちら、行動規範については、大きくサービスの種別とサービスの規模、大規模か小規模かといったところと、どういったリスクに該当する可能性があるのかといったところで、それぞれ行動規範が該当するかといったところを設定しているといったところが特徴でございます。

ガイダンスの中で、15種類の違法な危害についても特定しているといったところでありまして、これに該当するかどうかというのを整理するようになってございます。

具体の行動規範の構成については、2つの大きくユーザー間サービスを対象としたものという話と、検索サービスを対象とした行動規範といったものに分けているといったところ

ろでございまして、ユーザー間サービスについては、全部で34項目、検索サービスについては、全28項目というのを提示しているといったところであります。

具体の行動規範については、まだ案というところですので、今後、修正が入る可能性も多分にありますが、それぞれOFCOM案が提示された上で、該当するサービスというのが示されているといったような形になっております。それぞれ御参照いただければといった形になっております。

駆け足になりましたけども、以上が、EU、オーストラリア、ニュージーランドにおける偽情報に対する行動規範の概要といった形と、オンライン安全法における行動規範の策定状況という形になっております。

弊社からの説明は以上となります。ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございました。

それでは、あまり時間もないのですけれども、大体40分過ぎぐらいまで、今の御発表につきまして、御質問、コメントを受け付けたいと思います。挙手機能、またはチャットで発言希望をお知らせいただければと思います。よろしくお祈いします。いかがでしょうか。

森さん、お願いいたします。

【森構成員】 御発表ありがとうございました。大変勉強になりました。検討会に対して大きな貢献をしていただいたと思います。

私は全体的なところが、必ずしも十分に把握できなかったのですが、御説明いただいたことだと思ふのですけれども、今日、御紹介いただいたそれぞれの国で、法制度、特にDSAの場合は、VLOPの規制を一応強制力を持った形でやっているんじゃないかと感じていますので、EUについては、DSAと行動規範の二元的な仕組みになっているのかなと伺っています。つまりDSAはDSA、行動規範は行動規範なのかなと思ひました。それ以外の国、オーストラリア、ニュージーランド、イギリスは行動規範だけなのかなと、すいません、イギリスがよく分からなかったんですけど、そうなのかなと思ひまして、ですので、まず、第1に、そういう二元的になっているのはEUだけで、あとは全部行動規範だけなのかということと、行動規範というのは署名しないと義務を負わないということだと思ふのですけれども、その理解で正しいかということの2点について教えていただければと思ひます。よろしくお祈いします。

【山本（龍）主査】 こちら、お願いいたします。

【野村総合研究所（齋藤）】 御質問ありがとうございました。すいません、長くなりまし

たので、つかみきれないところもあったかなというところがございますけども、まず、基本的には御認識のとおりといったところがございます。法律に基づいて、VLOP、VLOSEの義務にも関するものになっているというのがEUの特徴的なところといったところがございます。

先ほどガイダンスのところを書きましたけども、それを踏まえて、ガイダンスも含めて、欧州委員会から出て、それに対する行動規範という形で改定されているところがEUの特徴的なところですよ。

オーストラリア、ニュージーランドについては、自主規制となっておりますけども、オーストラリアについては、政府文書に基づく形での策定になっているのが特徴的なところかなというところであります。

偽情報に関するものではないですけども、英国については、法律に基づいて行動規範を策定するよといった形で、政府機関、OF COMが策定しているよといったところではないかと、法律と行動規範の関係性が一番明確なところかなと思っております。

以上でございます。

【森構成員】 ありがとうございます。それは、イギリスの場合は、行動規範を策定すると、そういう義務なわけですね。

【野村総合研究所（齋藤）】 そうですね。ただ、偽情報に関するものではなくて、違法コンテンツというものが主な対象となっておりますので、オンライン安全法の中で、違法コンテンツを定義しているというものと、それに対するガイダンスと行動規範というものをOF COMがつくるよといったのが法律の中でも定められているよといったところがございます。

【森構成員】 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。今のところで、私も少し気になったところがありますので、すいません、ほかの方も御質問がある中で1点お伺いしたいのですが、オーストラリアは、法律はないという理解かなと思っうかがっていたんですが、他方で、政府が行動規範の策定を要請しているという御説明があったりとか、あと、ACMAに対する団体の報告義務であるとか、ACMAの監督という言葉が出てきて、ある種、エンフォースメントをしているような感じがするのですが、これは法律の根拠がない中で、政府がここまでできるのかなという気もしていたんですけども、これはどうなんですか。

【野村総合研究所（齋藤）】 そこまで詳細なところは、具体の事項等を確認する必要があります。

あるかなといったところですので、あくまで公開情報といったところでありますけども、法律はなしというところは間違いないといったところかと思います。

関与の度合いについては、政府文書を基にすると、産業団体が、事務局にある中で、報告等の義務を、政府機関が負っていると書かれているといったところでございます。

【山本（龍）主査】 分かりました。今後、この辺りを少しお調べいただくかもしれません。いろいろとお願いしてしまって申し訳ないのですが、多分もしかすると、アグリーメントのような、政府との間で協定みたいなものがあるとか、法律という形になっていなくても、何かしらそういう文書が交わされている可能性もあるかなという気がしたので、今後、少し気にしていただければ大変ありがたいなと思いました。

割り込んでしまって、申し訳ありません。石井さん、よろしくお願いいたします。

【石井構成員】 大変詳細な御説明ありがとうございました。私も理解が及んでいないところがありそうですが、幾つかお聞きできればと思います。

1点目、本日、行動規範について御紹介いただいたところですが、EU、オーストラリア、ニュージーランド、そして英国も含めて考えたときに、行動規範に向けた政策を取っていると。その背景にある考え方として、表現の自由等があるかと思いますが、その辺りの背景認識というのは、ある程度、各国地域で共通のものが見いだせるのかという点です。

2点目は、私が資料を全て拝見できていないことが原因かと思いますが、児童の保護や脆弱な主体の保護という観点は行動規範でも一応考慮はされている理解でよろしいでしょうかという点です。

3点目は、森先生や山本先生からの御質問があったところと関わりますが、今後、日本がこうした行動規範の仕組みを参考にしていくときに、お調べいただいた範囲で、どの国の仕組みが一番日本にとってフィットしそうかという点について、お聞きできればと思いました。

最後、簡単に、署名団体等の反応ですが、これほどこの仕組みについてもおおむね協力的な状況であるという理解でよろしいのでしょうか。

今の4点について、お聞きできればと思います。よろしくお願いいたします。

【山本（龍）主査】 よろしく願いいたします。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。まず、1点目の背景のところは、大まかには同じようなことが言及されているかなと思います。それぞれ詳細なところは、各国の問題意識に関するところですけども、表現の自由等を前提とした上で、現状のオンライ

ン上の空間に対する認識といった形のところが大きな背景にはなっていると認識をしております。

2点目の児童の保護というところでありますと、まず、行動規範の中で、具体的に児童に関するコミットメントというのではないかなと認識をしております。オーストラリアについても、なしというところで、ニュージーランドについては、偽、誤情報じゃないですけども、児童の性的搾取についての言及はあるといったような形になっております。イギリスについては、偽、誤情報に関する行動規範ではないといったところで、オンライン安全法ですので、DSAに近いような位置づけものですけども、こちらは児童の保護というのが非常に優先順位が高い項目で上がっております、今後、そこに対する具体的なガイダンスと行動規範が今年の終わり以降になると思いますけども、OFCOMから提示される予定になっているというところがございます。

3点目のどの仕組みがいいのかというところはなかなか難しいかなというところでありますけども、政府関与というか、履行のところをどういうふうと考えていくかというのは、弊社としても一番重要な論点と思っております。政府の関与具合を含めて、どういった枠組みで考えていくのかは一つの議論のポイントなんじゃないかなと思っておりますというところがございます。

4点目の署名団体の反応というところは、おおむね先生おっしゃったとおり、賛同しているといったところかなと思っておりますけども、EUとオーストラリアについては、Xは離脱、ないしは除外されているといったところで、事業者の立場によって少し違いはあるかなと思っております。

以上となります。

【石井構成員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。すいません、この後の成原さんの御報告とも絡むんですけど、石井さんの最初の御質問で表現の自由の話が出てきたと思うんですけども、この表現の自由というのは、誰の表現の自由と考えられているのかというところについて、もしお分りのところがあれば伺いたいと思いました。つまりユーザーの表現の自由ということなのか、それともプラットフォーム側の自由なのか、あるいは両方なのか、その辺り、もしお分かりであれば。もし今の段階で難しければ、その辺、少し注意深く見ていただければなと思いました。

それから、もう1点、私のほうからいろいろ差し挟んで申し訳ないのですけれども、政府

の関与とその効果というのが重要なこと。日本で今後、検討していく上で、効果がなければいけないというか、一定程度、偽情報対策にならないといけないというところもあると思うので、自主規制に任せていたときの効果が一体どうなっているのかという、その辺のところも少し伺いたいと思います。

2点、今、私のほうから追加で挙げましたけれども、もし今の段階でお分かりになっているところがあれば教えていただき、そうでなければ、今後の課題とさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【野村総合研究所（齋藤）】 まず、お答えとしては、今後の検討の部分と認識をしております。表現の自由のところも、今、先生におっしゃっていただいたところ、誰の表現の自由なのかといったところは、両者に関する言及があるところかなとは思っておりますが、それぞれの違いがあるかどうかは、今後の確認事項と認識をしております。

効果について、透明性レポートは出ておりますけれども、それを具体的にどう評価するのかといったところについても今後の推移をみていくところと認識をしております。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。生貝さん、よろしくお願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。大変詳細な調査をいただき、手短かに私から2点ほど、特に重要だなと思ったところについて、コメント、意見なんですけれども、まず、一つは、欧州の行動規範制度が、特に顕著でありますけれども、やはり、あの行動規範というのは、DSAとまさに二元体制であり、そして、行動規範自体がDSAが発行する以前から、まさしくそれ自体がモニタリングの仕組みというものを、常設タスクフォースを通じてしっかりと組み込んでいる、どうしても行動規範と言うと、やはり決まりだけ決めて、それをモニタリングしていくということも、これも自主性に任されるというイメージがもしかするとあるかもしれないんですけれども、そういうモニタリングの枠組みというものが、実際にどのように行動規範に組み込まれていて、そして、それが遵守に対してどのように役立っているのかということは、これはしっかりよく見ていくことが大変重要だなと思えました。

それから、2点目につきまして、1点目ともいろいろ関わるんですけれども、例えば、欧州の仕組みの中ですと、スライドの133ページなんかで書いていただいているとおり、一つはDSAによって独立監査という外のモニタリングの仕組みというものが加わった。そのほかに、例えば、まさにVLOP、VLOSEであれば、研究者によるデータアクセスというものが、あれはまさに、また別途の、政府でも企業でもない側のモニタリングの機能として大変重要な役割を果たすと期待されているところだと思います。

こういった取組、政府と企業の間だけに限らないマルチステークホルダーの仕組みというのが極めて重要である。しかし、その2社以外のステークホルダーはなかなか関わりづらいというのを全てにおいていたと思いますときに、そういったまさにマルチステークホルダーの関わり方をどのように強化していくのか、制度的な仕組みを含めて、そのことというのも今後の検討の中でいろいろ考えていけると良いのかなと思いました。以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。今の2点、もしお答え可能であれば、お願いいたします。

【野村総合研究所（齋藤）】 先生に御意見いただいたところ、大変参考になると認識しております。最後のマルチステークホルダーのところは、公開情報ベースでも、EUの行動規範のところは多様な団体が入っているといったところで、ややオーストラリアですとかニュージーランドとの違いも見られるところというところですね。マルチステークホルダーの取組をどう担保させていくかというところが大きな論点と認識しております。ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 重要な論点を御提示いただいたと思います。それでは、山本健人さん、お願いいたします。

【山本（健）構成員】 北九州市立大学の山本です。時間もあるかと思いますので、私からは1点だけ英国のオンライン安全法についてご質問させてください。ここで虚偽通信罪が規定されているとのことですが、これは恐らく刑事規制かなと理解しました。そうすると結構強い規制なのかなという印象を持ちましたので、もし御存じでしたら、制定過程でどのような議論があったのかをお伺いできればと思いました。よろしくお願いします。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。基本、我々の認識としては、刑事のものと思っておりまして、ここは大きなトピックとしても扱われていたというところですが、背景については、今後、確認を進めさせていただいて、精査させていただければと思います。ありがとうございます。

【山本（健）構成員】 すいません。よろしくお願いします。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。いろいろとまだ詰めなければいけない論点があると思いますが、引き続き、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 それでは、また、最後に少し自由討議の時間も残されているかと思っておりますので、何かあれば、また最後に議論できればと思います。

続きまして、今、御質問いただきましたけれど、山本健人さんから御発表をお願いいたします。同様に20分で、すいません、時間厳守でお願いできればと思います。よろしく願いします。

【山本（健） 構成員】 承知いたしました。それでは、資料を共有いたします。よろしいですか。

では、私のほうから発表を始めさせていただければと思います。先ほど、EUの行動規範の内容について、非常に詳細な御報告をいただいたところですが、私のほうでは、行動規範の作り方というところに焦点を当てて発表させていただければと思います。

中身に入る前に、偽・誤情報の問題について、広く問題意識は共有されているのかなと感じております。まず、偽・誤情報には大きな悪影響があつて、何らかの対策が必要であるけれども、その対策に当たっては、表現の自由や知る権利をはじめとする基本的人権に対する配慮が必要であること。それから、偽・誤情報については、違法情報とは異なり、国家関与の在り方について慎重な検討が必要であろうということ。さらに、対策に当たってはプラットフォーム事業者や広告事業者、それから伝統メディアなどの情報環境エコシステムを構築している関係者との連携が必要であること。こういったことが共有されているかと思っております。

そうすると、主要な論点になってくるのはいかなる対策のパッケージが適切、効果的であるか。そして、そのようなパッケージをどのようにつくって、どのように実効的なものとして運用していくのかということにあるかなと思っております。

以下、それに関わりそうな項目を、これまでの議論等を踏まえまして、私なりに整理した表ということになっておりますが、本日、この中身についてそれぞれ検討することはしません。本日は、特に対策の作り方に関わる部分について、EUのアプローチを参考に、どのようなプロセスが良いのかなどについて検討したいと思っております。

対策パッケージの作り方に関して検討する際に、次の点に留意が必要かなと考えています。まず、現在のデジタル空間における情報流通全過程での対策を検討するに際しては、恐らく技術的に可能な方法を持っているとか、理解しているとか、新たにどのような方法が可能なのかについての知識・能力の面では、事業者、とりわけ技術者の知見というのは非常に有効なものがあるだろうと思われまます。

一方で、事業者による自主規制、とりわけ独自の対策としての単独自主規制といったものを各事業者に行ってもらおうというようなスタイルだと、当然事業者ごとに必然的にばらつ

きが生じてくるということになりますので、その効果検証とか情報エコシステム全体で見ただ場合の効果というのはどれぐらいのものになるのかというのは、なかなか評価しづらいところも出てくるのではないかと思います。

そうすると、ある程度統一的な枠組みというのが必要なのではないかと思われるところです。また、プラットフォームサービスに関する研究会の第2次取りまとめ案を見ますと、偽情報への対応に関して、透明性やアカウントビリティの確保に向けて、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みを導入等の行政からの一定の関与を具体的に検討することが必要というような記述もされておりまして、行政の一定の関与の在り方というのも、ここに加えて検討するところが求められているだろうと思います。また、先ほども議論になりましたが、こういったプロセスに民間事業者を巻き込むインセンティブの形成というのも大きな課題になっていると思います。

以上のような留意点を踏まえて、本発表の中では、EUの行動規範の策定プロセスというのを一つのモデルとして紹介、整理した上で、簡単な評価というのを行ってみたいと思っております。

それでは、まず、EUの2018年行動規範の策定過程の紹介に入りたいと思います。経緯については、先ほどNRI様から非常にビジュアルイズされた報告がなされたところですのでごく簡単に紹介します。まず、きっかけの一つとして、欧州委員会の政策文書「オンライン偽情報への取組」が出されておりまして、この文章の中で、偽情報の作成、増幅、拡散にとって、DPFやオンライン広告のエコシステムの影響力が強いというような理解が示されており、幾つかの分野での対策が必要だと指摘されています。

そのような対策をするに当たって、上記エコシステムの影響力が強いということに鑑みて、行動規範の策定が有効ではないかということが指摘されており、行動規範を策定するために、マルチステークホルダーフォーラムの開催が提案されています。実際、フォーラムが開催され、行動規範が策定されるのですが、このフォーラムの構造が重要なのではないかと思います。

フォーラムの構造を見ていきます。フォーラム参加者は政府機関、ここでは欧州委員会です、それからDPFや広告事業者等の民間事業者、さらに伝統メディアや市民団体、ファクトチェック機関、学者等の関連団体です。それぞれに、後に見るような異なる役割が与えられる設計になっております。

まず、政府機関であるところの欧州委員会の役割ですが、基本的には、フォーラム全体の

サポートになります。議論のファシリテートや、会合のアジェンダ作成、議事録公開のサポート、ロジの提供、合意された文書の最終的な公開などを担っていたということになります。

実際にフォーラムの中で、行動規範の策定を行ったのがワーキンググループというものですが、これは、フォーラム参加者の内、DPF、広告事業者、広告主の団体に構成されています。そこで偽情報に対する行動規範の策定とKPIの策定が行われています。実際のワーキンググループのメンバーはGoogle、フェイスブック、ツイッター等のDPFをはじめ、広告関連団体などの様々な団体に構成されました。このワーキンググループ内においては、意思決定において完全な自律性を有するという仕組みになっております。

なお、このフォーラムではワーキンググループだけではなく、新聞メディアや放送メディア、それから市民団体、ファクトチェック機関、学者で構成されるサウンディングボードというのも設計されております。サウンディングボードの役割は、ワーキンググループが提案してきた行動規範やKPIに対してコメント、フィードバックを行うことです。サウンディングボードからのコメントをワーキンググループに戻して再検討して、また出てきたものはサウンディングボードに渡されてコメントを行う。そういうプロセスを経て行動規範やKPIが策定されていったということになります。

このプロセスを通して、最終的に行動規範への合意がなされ、2018年行動規範が欧州委員会によって承認されるという流れになります。

行動規範の内容については、既にNRIさんの報告で詳細なものが説明されておりますので、私のほうでは、その辺りは全て割愛しようと思っておりますが、行動規範では5つの分野に関するコミットメントが記載されました。

御承知のとおりですが、2018年行動規範への評価が行われ、強化される形で、2022年行動規範に改定されます。この経緯も、先ほどのNRI様のご発表とかなりリンクするところがありますので、詳細は割愛し、ごく簡単にお話しします。欧州委員会による2018年行動規範の評価は、基本的に、行動規範ができたということ自体を高く評価して、それが画期的な試みであったことを強調しつつも、当該行動規範には一定の欠点があるというものです。とりわけ、広告収入に関するデマネタイゼーションや、先ほどのご報告内でもポイントになりましたが、モニタリング枠組みに対する不徹底等について強調されます。

また、欧州委員会が提示した行動規範の強化のためのガイドラインの中では、行動規範に参加するインセンティブに関する言及もなされています。VLOPに対しては、DSAとの関係を示唆して、参加するインセンティブについて言及していますし、小規模DPFに対し

では、現状のベストプラクティスから得られる利益やレピュテーションリスクへの対応と
いった点がインセンティブになるはずだと言及しています。そして、行動規範改定の方向性、
取り組むべき課題等について提示をして、民間事業者に向けて改定プロセスへの参加を廣
く呼び掛けています。

2022年行動規範の策定はアセンブリーを招集するという形で行っています。アセン
ブリーの構成員は、2018年行動規範への署名者及び改定行動規範への署名の意思があ
る者です。そこにプラスで欧州委員会が参加します。欧州委員会の基本的な役割はここでも
基本的にはサポートということになります。議論のファシリテート、ロジの提供といったと
ころが欧州委員会の基本的な役割です。

実際の行動規範の策定は、今回は、課題グループというものを設計して行うということに
なりました。これは恐らく多くの検討課題があるところを踏まえての設計だと思わ
れるところです。実際に、関連する課題に応じて4つの課題グループが形成され、構成員は
関連する部分に参加する方式が採用されたということになります。

また、欧州委員会及びアセンブリーの構成員は、各課題グループに専門家やオブザーバー
を招集することができる仕組みになっています。また、各課題グループはこの専門家を参加
させることについて、拒否権を行使できる枠組みにもなっています。

また、2018年行動規範のワーキンググループやサウンディングボードと同じく、各課
題グループは、意思決定プロセスにおいて完全な自律性を有するというようになっており
ます。各課題グループでの検討とアセンブリー全体での議論を踏まえて、最終的に、
2022年の行動規範が策定されます。

2020年行動規範の中身についても、私の発表では割愛させていただきますが、この
2022年行動規範では、形式的には、8つの分野に関する44のコミットメントと、
128個の具体的な対策を規定するという形になっています。かなり詳細に、実際の対策レ
ベルでの規定をした点で形式面でも2018年行動規範と比較して詳細なものとなっています。

以上、非常に雑駁といえますか、重要な点に絞って、EU行動規範の策定過程を見てきま
したが、ここからは、最後に、こういった行動規範の策定プロセスについての評価を行いた
いと思います。

EUの策定プロセスは、マルチステークホルダーによる規制案策定モデルの一つのグ
ッドプラクティスと言えるのではないかと思います。幾つかその特徴を挙げますと、まず、D
PFや広告事業者が行動規範の起草、すなわち規範のデザインレベルの段階で関与をして

いるということです。DPFや広告事業者のほうが、業界への理解度ですとか、こういった対策が可能かということについて、多くの知見を持ち合わせているということを踏まえると、実現可能な行動規範をつくる上で、これは重要な設計であろうと思われます。

また、サウンディングボード、あるいは専門家の意見を聴くような手続を組み込むことによって、多様な視点を取り込むというようなプロセスが設計されているわけです。自主的にプレーヤーといいますか、実際に規範に拘束される当事者のみでの規範策定というのを純粹に行えば、骨抜き規範が出てきたり、恣意的な規範になる可能性もあり得るわけですが、一定程度、それを防止するような仕組みになっていたと思われます。

また、各事業者が自ら署名した範囲で行動規範を実行するという仕組みになっています。署名の範囲はある程度選択的にできる仕組みになっていますので、事業者の規模とか性質に応じた対応を可能にするような設計になっていると思われます。こういった仕組みは、マルチステークホルダーで、実効的で詳細な行動規範の策定・合意を成立させることにも関わる設計だと思われます。

また、政府機関の関与の在り方というのも極めて重要と考えております。まず、政府が策定のきっかけや方向性を提案するという形で、対策の目的や大きな議論の枠組みを設定することが重要です。それからフォーラム自体が的確に動くように、フォーラム全体の運営をサポートすること、また、行動規範の実施状況のモニタリングに関与することも重要だと思います。さらに、最終的に行動規範を公的に承認しているという点も重要と思うことです。

最後に、以上を踏まえて、日本での取組に向けて、どのようにこの評価を活かすかということですが、

まず、最初に、日本でも同じような行動規範をつくる意義があるのかという論点があります。

実際にEUレベルでの行動規範に基づく対応が行われているのであるとすれば、よい影響というのが日本にも及ぶ可能性というのもあり得るところです。しかし、実際にグローバルにどのような範囲で影響が及ぶのかというのは未知数である部分も大きいのではないかと思います。2018年の行動規範の評価でも、EU内の各国レベルではどのような対応になっているかについて詳細なデータが分からないといった指摘も見られました。日本で、日本語レベルでの対応を明確にするためには同様な仕組みを日本で検討してもよいのではないかと、よいはずだろうと思われるところです。

そうであれば、どういう策定プロセスが望ましいのかというところですが、基本的には本

日紹介したEUの策定プロセスが参考になるだろうと思っております。特定課題ごとに、グループをより細分化するかどうかはともかく、基本的には次のような役割分担がベースとするのが良いと思います。まず、ファシリテーターとしての政府機関の役割というのがあります。もちろん会議自体のファシリテートというのが重要ですが、そもそも憲法的価値、表現の自由が特に中心になりますが、これを含めた、策定に当たって考慮すべき、または配慮しなければならない点や、対策の目的、方向性、特に重要な検討課題などを先行して提示することで、議論の方向性をある程度枠づけるという役割というのは、憲法に拘束された政府機関が行うというのが重要なのではないかとと思われるところです。

他方、規範デザインの起草の部分については、DPFや広告事業者の関与というのが望ましいと思われる。また、草案のチェックプロセスも必要です。チェックは主に起草に関わるDPFや広告事業者のみに任せるというのではなくて、伝統メディア、ファクトチェック機関、市民団体、研究者が関与するモデルが基本的にはいいのではないかと考えます。

それから、行動規範の策定に関与するインセンティブ設計も重要な問題です。これ非常に重要な問題ですが、法学者にはなかなか難しい課題です。基本的には、事業者にとってのレピュテーションリスクというのを一番最初に思いつきますが、これが実際どの程度のインセンティブになっているのかというのは、評価が難しいところと思われます。

偽・誤情報対策が広く求められる現状があると言えますので、この状況を考えると、特定の事業者等に一定の対応を行うことをハードローによって法的に基礎づける、あるいはそれを予定するというのは有力な選択肢だろうと思われます。EUの行動規範とDSAの関係は、まだ若干不透明なところもあるのですが、NRI様の報告でも、ある程度関連性がありそうなどは示されているかと思われます。

その一方で、偽・誤情報対策に対して、ハードローで規定する範囲を拡大することについては、やはり表現の自由との観点を踏まえると、懸念はかなり大きいかなと思いますので、具体的な規範や対応義務のデザイン設計というところにまでハードローの規律及ぼすというのは、慎重に検討しなければならないと思います。こうした部分については、マルチステークホルダープロセスを活用する枠組みで行っていくのが良いと考えます。

行動規範の策定プロセスにおいて、様々なステークホルダーが関与することが重要だと思っております。とりわけEU行動規範の策定プロセスにおいて、初期の段階から広告関係者が入っているところも、ここ最近の検討状況からすると、非常に注目すべきポイントだと思っております。DPFだけではなく、様々な関連団体が、それぞれの役割分担の下、関与

するような策定プロセスを設計していくことが、こういった行動規範をつくる上では重要と思われま

す。行動規範の中身については、あまり私の発表では全然話していないですが、実際に策定を行って行く中では、こういった対策が有効なのかを検討するに当たって、2022年のEU行動規範は、非常に様々な観点

が盛り込まれており、とりわけモニタリング方法については、かなり重要な示唆があるものが含まれておりますので、こういったものを有効活用していくことが便宜なのではないと思

います。私の発表は以上ということにさせていただければと思います。ありがとうございました。
【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、今のプレゼンにつきまして、御質問、御意見ある方は、またお伝えいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 山本健人先生、ご報告ありがとうございました。

私からは最後の部分で、偽情報の行動規範の策定とか署名について、EUにおいて事業者が乗ってきてくれるようにどう

いうインセンティブ設計をしたのかという点が気になっていまして、今のお話だと、どちらかというレピュテーションリスクを軽減するというようなところにインセンティブがあるという方向かなと思ったんですけども、もちろん方法によっては、インセンティブとかじゃなくて、法規制でむしろ行動規範に乗ってくる義務みたいなものをつくるという方向もあるかもしれませんけども、そうじゃなく自主的に乗って来ていただくために、EUがどう

いう方法を取ったのかというのを、もう少し、御存じの範囲で詳しく教えていただければ幸いです。

しなければならないとか、プラットフォームや広告業界には対策していく責務があるみたいなのは強調されています。しかし、やはり、それがどこまでインセンティブに関わっていると言えるのかはよくわかりません。

ということで、もう少し具体的なお答えができればよかったです。私は、これ以上の答えは持ち合わせてはいないということになります。

【水谷構成員】 ありがとうございます。やはり、日本もそういう意味で言うと、EUと同じで、事業者の大半が海外PFですし、そういうところをみんなで知恵を絞って考えたほうがいいのかなというのは思いました。ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、落合さんお願いいたします。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。私のほうも最後、御説明いただいた点が一つ気になりました。広告会社なども含めて参加してということで、どう入れるかというインセンティブもさることながら、どういう議論がされていたのか、それによってどう議論が変わった可能性があるのかを理解すること自体も、そこに対してインセンティブ設計をすかどうかを検討するに当たって重要ではないかと思っていました。ただ一方で、この部分がどの程度、議論の過程がディスクローズされているのか、直ちに今の時点で、詳細はもちろんおまとめになられていないと思いますが、探しに行くと見られそうなものなのかどうかを、もし御感触がありましたら教えていただけないかと思いました。

【山本（健）構成員】 ありがとうございます。それも非常に重要なポイントだと思います。徹底的・網羅的に調べたわけではありませんが、私が調査した感触では、全体フォーラムの議事録は出てきますが、ワーキンググループは恐らく非公式でやっているものが多く、その議事録は出てこないという印象です。実際に中でどういうアクターのどういう議論が効いたかというのを調べようと思うと、直接インタビューするなり聞いてみるしかないのかなと、そういう感触はありました。ということで、以上です。

【落合構成員】 分かりました。大変それはそれで、状況を把握するものとして大変参考になりました。ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、森さんお願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございました。山本先生、御発表ありがとうございました。分かりやすい形で、我々が進むべき選択肢を照らしていただいたのではないかと思います。

ただ1点、感じましたのは、本当に単なる感想なんですけれども、やはりマルチステークホルダーで、美しくEUの場合、進めていくことができると思うんですが、御案内のとおり

ですけど、消費者団体とか市民社会と呼ばれるものの力が、日本とはかなり違うのではないかと感じておりました、また、実際問題として、いろいろな数字なんかを見ても、資金力とか、あるいは構成員、メンバー、そういうものが日本と彼の地では全然違うというところがありますので、果たして日本の場合、非常にお金はどこもなく、個人のすごい頑張りで、大変な御尽力をされているところもあれば、ややもすれば、事業者側に取り込まれてしまう傾向を見せているところもあるというところではないかと思っております、そのところの市民社会側の弱さを補うことは必要で、その観点からは、もしかすると政府の役割というのが若干増えてくるバランスなのかなと聞いていて伺いました。

いずれにしても、大変勉強になりました。ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。山本さん、いかがでしょう。

【山本（健）構成員】 ありがとうございます。そうですね、私もそれは同感です。マルチステークホルダーの役割をどう設計するかというあたりで、日本の状況等を踏まえて、どういう団体を参加してもらって、どういう団体にどういう役割振るかというところについては、バランスを見ながら設計していくというのが重要なんだろうと思っております。ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。EUの取組を見ていると、私も理想的に見えるわけですが、やはり日本との差分ですよね、さっきの市民社会の問題です。EUの場合、市場規模が大きいので、プラットフォーム等は、それは無視できないだろうというような、恐らくそういう、ある意味で経済的なインセンティブがあったりとか、日本との違いというものを、我々は慎重に見定めながら議論していかなければいけないのではないかなとは思いました。ありがとうございます。

それで、森さんよろしいでしょうか、その辺りで。

【森構成員】 ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。石井さん、お願いいたします。

【石井構成員】 ありがとうございました。日本との差分のところ、私もそうだなとおっしゃって伺っていたところです。先生の、政府の関与の仕方、一定の枠づけをすべき必要があるのではないかというお話があったかと思いますが、そちらについても、まさにおっしゃるとおりだなと思って、伺っていたところです。

1点、差分のところ、先生の御感触をお聞きできればと思うことがあります。国や地域によって、偽、誤情報の性質や発現の仕方というのは結構違うものなのではないでしょうか。情報の

性質もそうですし、日本の場合は災害発生時というのが偽・誤情報の出やすいタイミングだということだと思いますが、その辺りの各国の状況の違いが、取るべき対策の違いにつながっていくのか、あるいは、事業者として対応すべきことについて、国や地域によって対応を変えるというのは、それは偽、誤情報のもたらす被害の観点からすると望ましくないというように見るべきなのか。

そうすると、EUがリーダーシップを取ってやっている状況があるかと思いますが、それを踏まえると、グローバルスタンダード的なものを作るのが将来的には望ましい話なのか、若干抽象的な質問になってしまいますが、その辺りについて、先生のお考えをお聞かせいただければと思いました。

【山本(健) 構成員】 ありがとうございます。これは非常に重要な観点かなと思います。私の感触としては、最終的にはグローバルスタンダードといいますか、大きな枠組みができていくことが望ましいと思っています。しかし、グローバルスタンダードが出来上がるに当たって、各地域である程度の差分が生じているのだとすれば、現状あるものに、ただみんなが乗っかればいいという話でもないだろうと思っています。

グローバルスタンダードをつくっていくというプロセスと考えると、日本なりのものを出して行って、それを踏まえてグローバルに議論していくというプロセスがあってもいいだろうと思っています。

日本とEUなどでの一つの対策のレベルの違いになるのかどうかは分かりませんが、例えば、EUで主に焦点が当たっているのは、選挙の文脈なのかなと思います。恐らく、データを使った選挙運動ですとかオンライン選挙運動の活発度合いというのは、恐らく日本と大きな差分が出てくるので、そこに対策がかなり集まっているかなと。

その一方で、もちろんコロナパンデミックのときの議論もあるわけですが、特に瞬間的な自然災害のような危機事態での偽情報がどこまで議論されているのかというのはまだよく分からないところもあって、その辺りは日本からの発信というのが非常に有意義なものになるのではないかと思います。

差し当たり、私の感触としては、以上のような形になります。

【石井構成員】 ありがとうございます。大変勉強になります。すいません。ついでに、もう1点だけ聞き忘れたことがあるんですけど、よろしいですか。

日本について、日本語レベルで対応を行うためには同様の仕組みを検討してもよいはずという記載があったかと思いますが、言語の違いというのは結構大きな差として現れて

くるものなんですか。私たちが普通にインターネットを使う上で、当然日本語による偽、誤情報というのは対応を取らなきゃいけないとしても、多言語の情報も飛び交う中で、そういったものも一応視野に入れて対策を講じるということも併せて求められるべきなのか、言語の壁というのは、日本においては結構大きいかなと思ったので、その点について、追加でお聞きできればと思います。

【山本（健） 構成員】 ありがとうございます。この点は、恐らくEUの行動規範についてのどこかの評価で見たと思うんですが、言語レベルでの対応のばらつきはそこそこあるということが言われております。ここには透明性的な意味も含まれています。そうすると、日本語、日本における言語の壁というのは大きいですので、この点からの発信と言いますか、日本レベルの取組の枠組みをつくっておく意義はあるのかなと思います。日本語だけ放置されるということはないとは思いますが。

もちろん日本においても多言語による対応というのは重要だと思います。発言の趣旨としては、言語レベルでの対応といった観点も重要なのかという問題意識からということになります。

【石井構成員】 すいません、お時間いただいて申し訳ありません。ありがとうございます。

【山本（龍） 主査】 ありがとうございます。差分のところ、今、言語の話もありましたけど、恐らく問題となっている、例えば差別の問題というのも、特徴というか、そういうものも変わってくるかもしれないなというところもあろうかと思っておりますので、その辺りは、我々のワーキンググループでも慎重に議論していく必要があるかなと思えました。山本健人さん、ありがとうございました。

それでは、最後のプレゼンになりますけれども、九州大学大学院法学研究科の成原さんからプレゼンをお願いいたします。また、すいません、時間20分をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

【成原准教授】 御紹介にあずかりました、九州大学の成原と申します。現在、アメリカのハーバード・イェンチン研究所で在外研究をしている関係で、オンラインでの参加、報告で失礼させていただきます。私は、今回のアメリカにおけるプラットフォームのコンテンツモデレーションに関する規制と議論の動向について、報告するように御依頼をいただいたんですけども、恐らく現在、アメリカで在外研究をしているということもあって、現地で実感していることも含めて、アメリカの動向について話してほしいという趣旨の御依頼かと

理解しております。それでは、中身に入らせていただきます。

多くのグローバルなプラットフォーム事業者の本拠地を抱える米国では、ソーシャルメディアなどプラットフォーム上での偽情報、誤情報や、暴力を扇動する情報など、違法有害情報の流通が問題となってきました。一方、米国ではプラットフォーム上の違法有害情報への対策に当たって、憲法上の制約や通信品位法230条による免責もあり、政府による法規制は限定的な役割しか果たしてきませんでした。そのような背景もあって、プラットフォーム事業者による自主的なコンテンツモデレーションが大きな役割を果たしてきました。

もっとも最近では、一部の州がプラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの在り方を規制する州法を制定し、訴訟において州法の合憲性が争われるなど、コンテンツモデレーションに対する政府の関与の在り方が議論となっています。

そこで、本日の報告では、米国のコンテンツモデレーション関係の規制と議論の動向を概観することにより、日本のプラットフォーム法・政策への示唆を導くことを試みたいと思っております。

まず、これはアメリカに限らないというか、アメリカのプラットフォーム事業者は御存じのとおり、世界でビジネスを行っていて、日本にも影響を与えていますので、世界共通の現象かと思えますけれども、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの大まかな枠組みを見ていきますと、まず、利用規約やポリシーにより、コンテンツモデレーションの方針、例えば、投稿が禁止されるコンテンツの内容であるとか、削除基準等について定めた上で、こうした方針に基づいて、利用規約やポリシーに違反するコンテンツを削除したり、当該コンテンツを非表示にしたり、拡散を抑制したり、違反を繰り返すユーザーのアカウントを停止するなどの措置が行われてきました。こういったことは以前から行われてきたのですけれども、特に2021年1月に、ツイッターやフェイスブックが連邦議会議事堂襲撃事件後に、当時のトランプ大統領のアカウントを停止したことで、世界的に大きな衝撃を与え、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの在り方が大きな議論となってきたわけです。

その中で、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの在り方について、公平性や透明性の観点から批判も起きてきたわけですが、こういった批判も踏まえて、主要なプラットフォーム事業者は、コンテンツモデレーションのアカウントビリティや透明性を高めるためのガバナンスの構築を進めてきました。代表的な取組の一つとして、フェイスブックの監督委員会などが挙げられることが多いのかと思います。

次に、こうしたプラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションを法的にどのように評価するかということが問題となるわけですが、まず、アメリカにおける表現の自由の保障の枠組みを定めている、合衆国憲法修正1条との関係から見ていきたいと思えます。連邦最高裁の判例は、合衆国憲法修正1条に基づき、言論・出版の自由、日本でいう表現の自由を手厚く保障してきました。また、1997年のReno判決以来、インターネットやソーシャルメディア上の表現の自由も手厚く保障してきました。

その際に、表現の自由がどのように理解されてきたかということ、基本的には、国家からの自由として理解する見解が、特に判例においては支配的でした。このことは裏返して言うと、企業など、私人による制約からの表現の自由の保障には消極的な姿勢が取られてきたということです。さらに言うとプラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションも、新聞社や出版社の編集の自由と同様に、言論の自由として保障されるという見解が有力になっています。この点については、また、後ほど詳しく触れたいと思えます。

他方で、最近では、プラットフォーム事業者の影響力の増大に伴って、こうした新たな社会的権力から表現の自由を確保する必要性と説く学説も有力になっています。さらに、リベラルな法学者を中心に、強すぎる表現の自由の保障が、プラットフォーム規制を含めて、必要な規制を妨げているのではないかと、そういう問題意識も広がっているように感じています。

次に、通信品位法230条とその改正論について見ていきたいと思えます。通信品位法は1996年に定められた法律ですが、そのうちの下品な情報であるとか、明らかに不快な情報を規制する条項については、先ほども触れた、97年のReno判決によって、連邦最高裁により違憲無効とされたんですけども、生き残った条項として、230条があります。通信品位法230条(C)(1)では、双方向コンピューターサービスのいかなる提供者、つまりプロバイダも他の情報コンテンツ提供者により提供された情報の出版者または発信者として取り扱われないと定められています。この条項の解釈に基づいて、アメリカの裁判所は、プラットフォーム事業者に広範な免責を与えてきました。つまり、ユーザーによって投稿された情報が他人の権利を侵害していて、かつそのことをプラットフォーム事業者が知っていて、知りながら削除しなかったとしても免責されると解釈されてきたわけです。これは日本やヨーロッパの法制度と比べると、かなり極端な姿勢が取られてきたといえます。

他方で同条の(C)(2)を見てみますと、憲法上保護されているか否かに関わらず、提供者が好ましくないと判断する素材へのアクセス、またはその入手可能性を制約する、誠実かつ

自主的に取られた措置について、双方向コンピューターサービスの提供者を免責しています。好ましくないと判断する素材の例示としては、性表現であるとか暴力表現などが挙げられているわけですが、要は、違法でなかったとしても、日本で言うところの有害情報をプラットフォーム事業者が削除した場合の免責が定められているわけです。このような免責を定める条項の存在ゆえに、プラットフォーム事業者による自主規制やコンテンツモデレーションにインセンティブが与えられてきた面もあります。

このように、通信品位法230条は、プラットフォーム事業者などに広い免責を与えてきたんですけども、近年では、見直しを求める議論も有力になってきています。実際に、2018年には性的人身取引を促す情報について、プラットフォーム事業者の免責範囲を限定する立法、FOSTAが制定されるなど、プラットフォームの責任を強化しようとする動向も強まっています。

さらに、2020年、これはトランプ政権の際ですけれども、当時のトランプ大統領がツイッターを好んで用いていたところ、当時のツイッター社がトランプさんのツイートに対して、フェイクニュース対策などの観点から注釈を付けたりするということに対してトランプさんが反発をしたということも背景にあって、トランプ大統領がオンライン検閲防止のための大統領令を発しています。これは2020年に発せられたものですが、この大統領令では、通信品位法230条の解釈の見直しの検討などを関連する連邦政府機関に求めています。

また、政権が変わった後も、民主党、共和党両党の議員から通信品位法230条の改正論が提案されてきました。共和党と民主党で若干思惑が違って、改正すべきという方向は両方の党から声が上がっているんですけども、共和党の側は先ほどトランプさんの問題背景を御紹介したことと関わってくるんですけども、自分たち保守派の言論がプラットフォーム事業者によって不当に検閲されていると。そういうことのないように、プラットフォーム事業者によるモデレーションに公平性や透明性を求めたいと、そういう問題意識からの改正案を出しているのに対して、民主党の側は、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションが不十分で、フェイクニュース対策やヘイトスピーチ対策がおろそかになっていたのもっとしっかり対策をしてもらおうようにプラットフォーム事業者の責任を拡張したいと。そういう思惑が違うところはあるんですけども、両方の側から改正案が出されてきました。

さらに、超党派の議員による改正案も提出されているんですけども、なかなか党派対立

もあって成立していないというのが今までの状況になります。恐らく、今年は大統領選挙もあるので、こうした状況の中で通信品位法の改正が実現される見込みは当面低いのではないかと思います。

このように連邦法によるプラットフォームのコンテンツモデレーション規制はあまり進んでいないんですけれども、州の中には、積極的にコンテンツモデレーションに対する規制立法をつくってきた州もあります。これにも政治的な背景が関わっていて、フロリダ州やテキサス州のような共和党の強い保守派の影響力の強い州は、先ほども少し触れた、2021年1月のトランプ大統領のアカウントが、ツイッターやフェイスブックによって停止された出来事を受けて、プラットフォーム事業者による保守派の言論の「検閲」に対する批判を強め、プラットフォーム事業者による「検閲」を防ぐための立法が必要だということで、プラットフォーム利用者によるコンテンツモデレーションを規制する州法をつくることになったわけです。

フロリダ州では、2011年5月に新たな州法が制定され、大規模なプラットフォーム事業者に公職選挙の候補者や報道機関を排除したり、それらの投稿したコンテンツを排除することを禁じる規定が盛り込まれました。また、テキサス州では2021年9月に州法が制定され、大規模なソーシャルメディア事業者にユーザーやその投稿をしたコンテンツを見解に基づき検閲することなどが禁じられました。

一方、リベラルな州においては、別の観点からコンテンツオペレーションに対する規制が進められるようになっていて、例えばカリフォルニア州法では、2022年9月にThe California Age Appropriate Design Code Actという州法がつくられています。この州法では、児童が利用する可能性のあるオンライン製品、サービス、機能を開発・提供する事業者は、設計、開発、提供時に児童の最善の利益のプライバシー、安全、福利を考慮することなどを求めています。この州法は、プライバシーやデータ保護関係の内容を含んでいて、純粹なコンテンツモデレーション規制ではないので、今日はあまり詳しく取り上げられないですけども、この州法についても業界団体、ネットチョイスが提訴して、昨年9月に連邦地裁によって差止めが認められています。

さらにこれから詳しくお話しますが、上の2つのフロリダ州法、テキサス州についても、同じ業界団体、ネットチョイスが訴訟を提起して、州法の合憲性が争われています。このように、州が新しい立法を積極的、実験的につくっていくんですけども、それに対して違憲訴訟が起こされて、司法の場で争われるということは、いかにもアメリカらしいダイ

ナミズムかと思います。

次に、テキサス州法とフロリダ州法の合憲性が争われている、現在進行形ですが、ネットチョイス事件の中身を見ていきたいと思います。テキサス州法の中身については先ほど少し御紹介したところですが、一月当たり米国内で5,000万名以上のアクティブユーザーを有する大規模なソーシャルメディアプラットフォーム事業者が、ユーザーやその投稿したコンテンツを見解に基づき検閲することを禁止しています。さらにポリシーや透明性報告書の公表、不服申立ての手續整備もプラットフォーム事業者に義務づけています。これに対して、プラットフォーム事業者の業界団体であるネットチョイスが、この州法は言論の自由を保障した合衆国憲法修正1条に違反するというので、州法の執行の差止めを求めて提訴したのが、ネットチョイス対パクストン事件になります。

1審の連邦地裁は、州法の執行を予備的に差止めました。つまり、この州法は、言論の自由を保障した合衆国憲法修正1条に反する見込みがあるということで差し止めました。これに対して、控訴審は、プラットフォームによる検閲から利用者の表現の自由を守るための規制と、この規制を捉えた上で、こうした規制は必ずしも修正1条に違反するものではないという評価をして1審の予備的差止め命令を停止しました。これに対して、連邦最高裁は控訴審の決定を取り消しました。予備的差止めの停止を取消しということで、分かりにくいんですけども、結局、予備的差止め命令が維持されたということになります。

もっとも連邦最高裁の決定については、裁判官の中でも意見が分かれています。5名は賛成したんですけども、アリートら保守派の判事3名は反対意見を述べています。アリートらによると、ソーシャルメディアのモデレーションの規制の在り方は新しい問題なので、表現の自由に関する従来の判例をどのように適用すべきか明らかではないと、そういう評価を示しています。また、リベラル派の判事であるケーガンも、アリエートの反対意見に加わらなかったものの多数意見に反対しています。ただ、これはあくまでも予備的差止めをどうするかという話で、まだ本案は判決が出ていません。

次に関連する事件として、ムーディ対ネットチョイス事件を見ていきたいと思います。これも一方当事者は、業界団体のネットチョイスなんですけども、こちらではフロリダ州法の合憲性が争われています。フロリダ州法では、年間1億ドル以上の収入、または月間1億名以上の参加者を有する大規模なプラットフォーム事業者が、公職選挙の候補者及び報道機関を排除したり、公職選挙の候補者及び報道機関の投稿したコンテンツを排除することを禁止しています。また、モデレーション基準の公表、適用時のユーザーへの通知や理由の説

明も求められております。

この訴訟において、1審は州法の一部の執行の予備的差止めを認めました。控訴審も基本的には1審の予備的差止命令を一部支持したんですけども、注目すべき点として、モデレーション基準の公表など、州法の透明性義務の一部については、違憲となる見込みは認められないとして、原審の予備的差止命令の一部を取り消しているという点です。つまり、プラットフォーム事業者が公職選挙の候補者や報道機関を排除したり、彼らの投稿したコンテンツを排除するのを禁止するのは、プラットフォーム事業者の言論の自由を侵害して違憲となる見込みが高いけれども、プラットフォーム事業者にモデレーションについて透明性を求める義務の一部については、必ずしもプラットフォーム事業者の言論の自由を侵害して違憲ということにはならないだろうということで、差止めの範囲を限定しているというのが注目に値する点かと思います。

いずれにせよ、まだ本案の判決はこれからというところなんですけれども、実は先月26日に連邦最高裁で、この2つの事件の口頭弁論が行われたので、私は傍聴してきました。余談なんですけども、アメリカの連邦最高裁は、一般向けの傍聴席は50席しかないんですけども、傍聴券は先着順、早いもの順で配られるので、朝早くから並ばないといけないということで、近くにホテルを取って、朝の4時半から、夜明け前の暗い頃から5時間ぐらい並んで、何とか傍聴席を手に入れることができました。日本の裁判所であれば、傍聴の希望者が多数いるときは、抽せんで誰が傍聴できるか決められるんですけども、アメリカは早いもの順ということで、この辺りも、政府がどのように、広い意味でモデレーションに関わっていくかという考え方の違いが表れていて興味深いところかなと思いました。

ともあれ、弁論を聞いてきたんですけども、その中で幾つか注目すべき争点や論点がありましたので、幾つかかいつまんで紹介します。プラットフォーム事業者の権力が強大化する中で、従来の表現の自由に関する判例法理は引き続き妥当するのかといったことが、これはたしかカヴァナー判事から、質問されて、連邦政府が、ネットチョイスの側、つまり州法が違憲だという側に加わって弁論に参加していたんですけども、この点について、連邦政府の訟務長官は確かにプラットフォーム事業者の権力は増大していて、これは規制する必要があるんだけど、別にプラットフォームのコンテンツモデレーションを規制する必要はなくて、日本でいう独占禁止法、反トラスト法であるとか、データ保護法、消費者保護法などを適用してプラットフォーム事業者の権力に対抗していけばいいのであって、このような州法を支持する必要はないといった意見を述べていました。

また、先ほど少し紹介しましたが、通信品位法230条では、プラットフォーム事業者の責任を広範に免責しているんですけども、その根拠として、プラットフォーム事業者は、ユーザーの発信した情報を媒介しているのに過ぎないのであって、自分の表現を発信しているわけではないので責任を負わないということが説かれてきたんですけども、こういう考え方と、プラットフォームのモデレーションはプラットフォーム事業者自身の表現であるという主張には本当に整合性があるのかということが突っ込まれたりしていました。つまりプラットフォーム事業者は都合のいいときは媒介者といって、自分たちに都合のいいときは表現者だといって、そこをうまく使い分けているというんじゃないかと、そういう問いです。この点について、プラットフォーム事業者側の弁護士は、そもそも通信品位法230条は、その制定の経緯として、プラットフォーム事業者、当時は媒介者が安心して積極的に有害情報の削除を含めて、モデレーションできるようにするためにつくられたものであると。それなのに、プラットフォーム事業者によるモデレーションが認められないような、そういう解釈を招くのだとすれば、それは本来の立法趣旨に反するのではないかとといったことが述べられていました。

次に、州法をどう評価する、州法の合憲性をどのように評価するか上で鍵となるのが、そもそもプラットフォーム事業者はメディアなのか、コモンキャリアなのかということが大きな争点となっていました。業界団体のネットチョイス側は、プラットフォーム事業者は新聞のようなメディアに近い存在だと主張したのに対して、州側はプラットフォーム事業者はコモンキャリアに相当する存在なんだと主張してきたわけです。つまりプラットフォーム事業者は、コンテンツモデレーションの際に新聞と同じように編集判断を行っているのか。それともプラットフォーム事業者によるユーザーの投稿したコンテンツの伝達はコモンキャリアによる電報の伝達に相当するのかといったことが一つの大きな論点となってきたわけです。

関係して、プラットフォーム事業者に見解中立性が求められるのかという問いが出てくるわけですけども、仮にプラットフォーム事業者が、鉄道事業者や古典的な電気通信事業者と同じようなコモンキャリアなんだとすれば、プラットフォーム業者にも見解中立性が求められるはずです。要するに、ユーザーの発信した情報のかかわらず、どういう主張をしているかにかかわらず、伝達することが求められるわけですけども、他方、プラットフォーム事業者が新聞と同じような存在なんだとすれば、自分たちの立場、姿勢に応じて、一定の見解の情報を載せる、載せないかを定める自由があるということになるわけです。

この点に関して、政府が行えば見解規制に当たるような検閲をプラットフォーム事業者が行えば許されるのはなぜかといった質問であるとか、あるいは、逆に見解に基づくモデレーションが規制されると、プラットフォーム事業者がテロを支持するコンテンツを削除することも許されなくなるのではないかという問いも提起されていました。これはどういうことかと申しますと、例えば、多くのプラットフォーム事業者はテロ対策のために、テロやテロリストを支持したり称賛するようなコンテンツを自主的に規制するようになっているわけですが、仮にプラットフォーム事業者のモデレーションに見解中立性を求めるとなると、テロリストを支持するコンテンツだけではなくて、テロリストに反対するコンテンツも削除しないといけなくなるかもしれないと。これは不合理、非現実的なのではないかという観点からの批判の質問かと思われます。

また、これも州法の解釈によっては、特にフロリダ州法の解釈によっては、モデレーション規制がソーシャルメディアだけではなくて、Uberのような取引プラットフォームにも及ぶ可能性があるのではないかということも議論になっていました。さらにAI規制にも関係するところですが、人間の判断によりモデレーションを行う場合だけではなくて、アルゴリズムによってモデレーションを行う場合にも、言論の自由の保障は及ぶのかといった点も質問され、議論されていたところです。

次に、こちらも興味深い事件ですが、マーシー対ミズーリ事件では、政府によるプラットフォーム事業者に対する要請の合憲性が争われています。日本でもしばしば政府がプラットフォーム事業者に対して行政指導をしたり、お願いをしたり、あるいは報告書などを通じて、一定のリコメンデーションをしたりと、こういうことをやりましょうと、そういうソフトな手法はしばしば多用されています。日本とは文脈や方法が違うところもあるんですけど、アメリカでも、こういった法律によらない政府によるプラットフォーム事業者への要請がしばしば行われてきたところです。特に新型コロナウイルスのパンデミック下では、コロナ関係の偽情報の削除をプラットフォーム事業者に促したり、あるいは政府とプラットフォーム事業者の間で情報を共有するといったことがしばしば行われてきたようです。こうした政府とプラットフォーム事業者の取組に対して、保守派の一部は、先ほど述べたような文脈から反発を抱いておりまして、こうした訴訟につながったと、そういう背景がございます。

ミズーリ州、ルイジアナ州、そして自らの投稿が削除等された個人が、連邦政府がソーシャルメディア事業者にコンテンツの削除等について要請を行うことは修正1条に違反する

などと主張して、差止めを求めて提訴しました。連邦地裁は、連邦政府機関の職員にソーシャルメディア事業者に対し、コンテンツモデレーションに関する決定を強いたり、ソーシャルメディア事業者のコンテンツモデレーションに関する決定をコントロールすることを禁じる予備的差止命令を発しました。

控訴審も予備的差止命令を支持したんですけども、連邦地裁の予備的差止め命令の範囲が広過ぎるということで、差止めの範囲を狭めております。例えば、対象となる連邦政府機関の範囲を定めたりといった調整をしております。他方で、連邦最高裁は予備的差止命令を停止しております。

ということで、今のところは政府がこうした要請を行うことも制約はないわけですが、保守派の裁判官は、この決定についても反対意見を述べております。そして、ちょうど今日、連邦最高裁で、この事件の口頭弁論が開かれる予定です。さすがに今日は傍聴には行けないですけども、こちらにも注目の事件ということができるとおもいます。

次のスライドは、昨年判決が出された2つの事件ですけども、こちらはいずれもプラットフォーム事業者の民事責任が争われた事件になります。こちらについては、昨年、千葉恵美子先生の編で、『デジタル化社会の進展と法のデザイン』という本が出ているんですけども、その中で、私が関連するテーマで論文を書いておりますので、もし御関心があればお読みいただくと幸いです。時間も押してきているので、中身には立ち入れないんですけども、こういったプラットフォーム事業者にどこまで民事責任を負わせるかといったことも、プラットフォーム事業者に、コンテンツモデレーションにインセンティブを与える上で重要な論点の一つになってくるかと思われまます。

次に、私は今、アメリカにいますので、私が参加したイベントなどで聞いた学界での議論を御紹介してみますと、やはりこういったコンテンツモデレーションの在り方はアメリカの学界でも大きな関心の的になっておりまして、関連するシンポジウムやワークショップなどが多数開催されております。

こちらは、昨年の10月頃にハーバードで開かれたワークショップですけども、この中では、法学者や表現の自由を求める市民団体の方などが参加して議論が行われたんですけども、違法ではないが好ましくない表現をモデレートするプラットフォーム事業者の役割を認めた上で、それにどこまで政府が規制をすることができるか、あるいはできないか、すべきか、すべきではないかといったことが議論になっていました。先ほどのネットチョイス事件での口頭弁論の議論とも関わりますけれども、モデレーションに見解中立性を求め

ることは本当にできるのか、それは困難なのではないかといったことも議論になっていました。例えば、T i k T o kなどで、10代の若者に拒食症を促すような、極端にダイエットを促すようなコンテンツが問題になっていますけども、そういった弊害を防ぐために、拒食症を促すコンテンツをプラットフォーム事業者が削除したり抑制する取組をしようとしているところ、政府がプラットフォーム事業者のモデレーションに見解中立性を求めると、拒食症を促すコンテンツを削除するのであれば、反対に拒食症を押さえるような、つまり健康に配慮しましょうと促すようなコンテンツも削除、抑制しないといけなくなるんじゃないかと、それは不合理ではないかといった意見が出されていました。

他方で、別の論者からは、だからといって政府がプラットフォーム事業者のコンテンツモデレーションを規制することが何でも許されないかということ、そうではないはずで、同じ表現の自由を規制する立法であったとしても説明責任や自己統治など、修正1条の価値を促進するための規制と、修正1条の価値を抑制するための規制とは区別した上で、前者については、より合憲性を認めやすくすべきではないかといった意見が出されていました。さらに、プラットフォーム事業者の表現の自由と利用者の表現の自由を調整する必要性などが説かれていました。

また、別のシンポジウムでは、コンテンツモデレーションに関するプライベートなガバナンスや手続について議論されていました。フェイスブック監督委員会の委員を招いて、公開の法廷が開かれたりといった試みも行われています。こうした私的なガバナンスについて、いかにアカウントビリティを確保するのか、また、外部からの批評を行っていくのかということも大きな議論になっているように思います。例えば、国家の裁判所の判決、例えば連邦最高裁の判決であれば、研究者などによって判例評釈が行われてきたわけですけども、こうした判例評釈のような試みが、フェイスブック監督委員会などにも必要なのではないかといったことが説かれるようになっていきます。

また、こうしたガバナンスに携わる専門家のバックグラウンドの多様性であるとか、関連して性的マイノリティーの視点など、多様な視点をいかに取り入れるのかといったことも議論になっています。

また、興味深いことに、これもフェイスブックの監督委員会で実際に行われていることですけども、表現の自由と対抗利益の調整に関して、国際法の先例が参照されるようになっていくということも注目に値するかと思います。また、情報環境が民主主義に及ぼす影響であるとか、あるいは情報環境を公衆衛生の視点から捉える議論、これは日本でも山本龍彦先

生が情報的健康ということをおっしゃっていますが、似たような議論がアメリカで説かれるようになってきているということができるかと思います。

最後に、日本への示唆も簡単に御紹介しておきますと、先ほどネットチョイス事件のところで、プラットフォームはコモンキャリアなのか、メディアなのかということが議論になっていましたけども、日本の文脈でいうと、こうした二分論というのは、必ずしもそのままでは妥当しない、二分論ではきれいに切れないところがプラットフォームにはあるんだろうと思います。日本でも表現と通信の区別ということが言われてきて、伝統的には、通信については、通信の秘密が厳格に保障され、そのことが前提となって、電気通信事業者、コモンキャリアには様々な義務が課されてきました。電気通信事業法では、検閲の禁止や通信の秘密の保護、利用の公平、提供義務などが課されてきたわけです。こうした憲法や電気通信事業法の規定を踏まえ、伝統的な電気通信事業者は、あくまでも物理的な通信伝達の媒体、ないしは手段として、発信者から発信された通信内容をそのまま受信者に伝達する、また、それゆえ通信の内容を何らかの方法で把握し、審査することも全く想定されていない、これは、NTT脅迫電報事件で裁判所が述べていることですが、こういったまさに土管としての役割が求められていたところでした。

しかし、こうした土管としての伝統的な通信事業者の役割は、インターネット上の通信には必ずしも妥当しないところがありまして、1990年代にインターネットが発展する中で、公然性を有する通信という概念が、当時の郵政省の研究会の検討の結果、提示されたところでした。要は、通信であったとしても、今でいうソーシャルメディアの投稿のように、人々が誰でも見られるようなコンテンツは、そもそも郵便や電話や電子メールのような伝統的な通信とは違うんだということで、そうした通信については、プロバイダが一定の関与、つまり、削除も含めて内容に関与することはあり得ると整理が行われてきたところかと思えます。実際に、プロバイダ責任制限法においても、こうした公然性を有する通信について、プロバイダが一定の関与することがあり得るという前提の下にルールが定められているところかと思われます。

そうだとすると、プラットフォーム事業者についても、アメリカの一部で言われているような、電報を伝達する際と同じような見解中立性が求められるとは言い難いところがあるのではないかと思います。とはいえ、新聞と同じとは言えないんですけども、やはり両者のどちらにきれいに収まらない中間的なところがあるのではないかと、少なくとも言えるように思われます。

アメリカでは……。

【山本（龍）主査】 成原さん、すいません、アメリカと日本の時差の関係なのかもしれませんが、時間の感覚が私と違うみたいで、すいません、あと5分ぐらいで、この検討会自体を締めなければいけないので、よろしくお願いします。

【成原准教授】 分かりました。もうこれで終わっていただいて大丈夫です。

【山本（龍）主査】 成原さん、声が聞こえなくなっています。

【成原准教授】 すいません。では途中ですが時間が過ぎたようですので終わります。

【山本（龍）主査】 ごめんなさい、ありがとうございます。大変情報量、本当に多くいただいて、大変勉強になったんですけど、時間の関係で、お一方、お二方かなと思うんですけども、御質問いかがでしょうか。時間がないとはいえ、非常に重要な、特にこれから連邦最高裁の判決を控えているということですので、重要なところだと思います。

森さん、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。大変勉強になりました。私もわりと若い頃から、通信の秘密とプラットフォームの中立性ということについて、いろいろな議論を伺ってきたんですけども、その一番先の先の最先端がどうなっているのかということについてもよく分かりましたし、また、彼の地の議論が、こちらでの議論に大きく示唆を示してくれるものだという事も分かりました。ありがとうございます。

個別に感想を申し上げている時間が残念ながらなくなってしまいましたので、また、改めてメッセージとしてお伝えしたいと思いますが、成原先生に対してということではないんですけども、今日は行動規範が大きく取り上げられた回ですので、プラ権で、日本のプラットフォームの行動規範、特にSMA Jにおいて、モデル行動規範の議論をされているということを発表していただきました。私は、実はこれはどういう経緯をたどったかということをお個人的には教えていただいたんですけども、せっかくですので、SMA Jさんのほうから、今日もオブザーバーでいらっしゃっていると思いますので、モデル行動規範がどうなったかということ、ここで皆さんに情報共有していただけるといいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。SMA Jさん入っていただけているのであれば、一言コメントいただければと思いますが、すいません、成原さんへの御質問が2つ出ているので、その後でもよろしいでしょうか。森さん、ありがとうございます。

水谷さん、生貝さん、続けて御質問いただいて、それに対して、成原さんまとめてお答えいただければと思います。じゃあ、水谷さんお願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。手短にですが、私が着目しているのが、フロリダ州法とテキサス州法の規定の中には、コンテンツモデレーションに対する規律だけでなく、透明性とか説明責任に関する規定が入っていますよね。11巡回区のほうは、透明性に関しては違憲の疑いがないというような話があったと思うんですけども、その辺は連邦最高裁のほうでは議論になっているのかなというのが知りたかったので、その点だけです。よろしくお願いします。

【山本（龍）主査】 すいません、生貝さん、続けてお願いします。まとめて、成原さん、時間の関係でごめんなさい。

【生貝構成員】 大変コンプリートな御説明ありがとうございました。本当に僕はいつもヨーロッパばかり見ているんです。ヨーロッパを多く見ているんですけども、こういった州法でつくられていって、そして、ネットチョイス、SNS各社参加されている業界団体がしっかりと、ある種連邦最高裁で憲法適合性を争う、非常に面白いダイナミズムだと改めて思ったところでした。

それで、質問は水谷先生とも直接関わるんですけども、特に州法、いずれを見ても、アメリカ、かなりの程度、ヨーロッパのデジタルサービスを参照しているように見えるといったときに、いろいろな論点を触れられた中で、1個だけここで多分出てきていないのが、システミックリスクへの対応という、まさにフェイクニュース対策、ディスインフォメーション対策の中核となるところ、このことについては、何かいずれかの州法に関連する規定が、類似した規定が含まれていたり、また、あるいはそれが裁判所で論点になったりするの、それがもし分かれば教えてください。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。じゃあ、成原さん、まとめてお願いします。

【成原准教授】 水谷先生、生貝先生、ありがとうございました。まず、手続的なルールについて、連邦最高裁で議論になったのかということですけど、先日私が傍聴してきた弁論でも議論にはなっていました。主に実体的な規制のほうに時間が割かれていましたけど、手続的なルールについても若干触れられてきました。とある裁判官が、まさに今の生貝先生の質問にも関わるとは思いますが、ヨーロッパでもDSAがつくられて、プラットフォーム事業者に対して透明性の確保や手続的な規制が求められているところ、そういう中で州法が手続的規制をプラットフォーム事業者に加えるのは、プラットフォーム事業者はそ

もそもDSAを守らないといけないので、特に新たな負担にはならないのではないかと
いった質問をしていたんですけども、プラットフォーム事業者側の代理人は、DSAであれば
しっかりつくられているので手続を守られるけれども、州法のほうはいろいろ問題がある
ので負担が大きいといったことを述べていて、本当にそうなのか、ポジショントークなのか、
よく分からなかったんですけども、まさに先ほどの生貝さんの質問とも関わりますけども、
アメリカの国内の州法の議論についても、こうしたヨーロッパのDSAのような動きが、い
ろいろな意味で意識されているということで、興味深く拝聴しました。

生貝先生の次の御質問、システミックリスクの規制が、テキサス州法、フロリダ州法で含
まれているかというのと、その種の規制は、私の読む限り、含まれていないように思います。
ただ、アメリカでそうした議論がないわけではなくて、学界では、そうしたシステムのなり
スク、構造的なリスクに対処していく必要があるという議論が有力になっています。さらに、
今日はあまり取り上げられなかったですけども、冒頭少し紹介したカリフォルニア州のAge
Appropriate Design Code Actも、これは偽情報に関するシステミックリスクではないんで
すけども、子供の精神的な健康、安全、プライバシーに及ぼすシステムのリスクを事前に評
価して対応することを求めていますので、ある種のシステムのなりスクに対応すること
を求めるような州法は、別の側面ではつくられているところもあります。今後、偽情報対策に
も、そうしたアプローチが導入される可能性があり得るのではないかと思います。以上です。

【生貝構成員】 ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。成原さん、ごめんなさい、全体に皆さん、
参加されているオブザーバーの皆様、それから聴講していただいている皆様、大変申し訳あ
りません。司会の不手際でして、本来、12時に終わらなければいけないのですが、誠に申
し訳ありません。5分ほど延長をさせていただければと思います。大変申し訳ありません。

成原さん、石井さんから1点、後日でも結構ですということなのですけれども、行動規範
のアプローチに対する御意見をということですので、少し短めにお答えいただければと思
います。よろしくをお願いします。

【成原准教授】 そうですね。行動規範については、一つの有力なアプローチとしてあり
得るかと思うんですけども、今回私が報告したアメリカについて見ると、行動規範を政府や
業界がつくっていくことは、あまりそれほど進んでいないように見えます。むしろ、アメリ
カは世界的に巨大なプラットフォーム事業者が多いということもあって、フェイスブック
であったり、Xであったり、それぞれの事業者が会社としてどういうガバナンスの仕組みを

つくっていくか、それは先ほども少し触れた、フェイスブックの監督委員会というようなものも含めて、ということに主に議論の関心があるように思います。スペシフィックな課題ごとに行動規範をつくっている例もあるようには見えるんですけども、ヨーロッパのように共通の枠組みとして行動規範をつくるというよりは、それぞれのプラットフォームごとに、さまざまなガバナンスを試行錯誤、実験しているというのが今のところの状況なのかなと理解しております。

差し当たり、以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。成原さん、本当にありがとうございました。また、判決も出るとお思いますので、引き続き我々のほうに知見を御提供いただけると大変ありがたいと思います。成原さん、本当にありがとうございました。

それでは、SMA J様から日本の行動規範の現状と申しますか、それについて、森さんから振りがありましたので、少し手短にお答えいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【SMA J（野口氏）】 SMA Jの事務局長を務めています、野口と申します。よろしくお願いたします。本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。

SMA Jの行動規範の策定については、一旦白紙に戻して、今後の取組については、サスペンドをするという状況でございます。主に誹謗中傷と偽、誤情報に関する行動規範の策定というのは2022年から始めてはいたんですけども、誹謗中傷については、国会で提出される改正法案の提出に従うことで、行動規範で策定して行おうとしたことは一定達成されるということで、こちらのほうの行動規範については、今後は取りまとめない方向でございます。

偽、誤情報については、2022年の状況からすると、AIで生成するような新しい課題なども生まれまして、ファクトチェックに関する事など、本検討会、ワーキンググループなど議論も踏まえて、各社と今後、対応方法については議論していきたいと考えております。簡単ですが、以上になります。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、本当は最後、自由討議の時間をもちたかったのですが、先ほど申しましたとおり、私の不手際で時間がオーバーしてしまいましたので、いろいろと御質問、御意見等々あろうかと思っておりますので、また、改めて事務局のほうにお寄せいただければと思います。

それから、本当に今日も非常に有意義な議論があったと思います。特に政府がどのように

関わるのかということ、偽情報等の対策の必要性と、それから表現の自由を守っていくという両者のバランスを考えていく上で非常に重要だろうと思います。山本健人さんからの御報告でも、行動規範の策定に政府がロジ的なところで関わるといったときに、その費用負担という、お金をどうするのかですとか、政府が関わる根拠がどうなっているのかというようなことも、さらに深掘りをしなければいけないところかなと感じました。引き続き、我々は非常に重要なミッションを負っていると思いますので、しっかりと議論をしていければと思います。

それでは、最後に事務局から何か御連絡事項はございますでしょうか。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回ワーキンググループ第9回会合につきましては、明日、3月19日火曜日、13時から検討会第13回会合との合同開催を予定しております。議事等の詳細につきましては、別途事務局より御案内差し上げます。

以上でございます。

【山本（龍）主査】 大変過密スケジュールでございますけれども、皆さん引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」ワーキンググループ第8回会合を閉会いたします。本日もどうもありがとうございました。